

## 地方独立行政法人北海道立総合研究機構公告第 17 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和 3 年 5 月 14 日

地方独立行政法人北海道立総合研究機構  
理 事 長 田 中 義 克

### 1 入札に付する事項

#### (1) 契約の目的の名称及び数量

北海道立総合研究機構情報ネットワークシステム機器（工業試験場 場内 LAN システム）  
の賃貸借 1 式（1 月当たりの単価）

#### (2) 契約の目的の仕様等

入札説明書による。

#### (3) 契約期間

令和 3 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日まで。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を  
変更することがあり得る。

#### (4) 納入場所

入札説明書による。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和 3 年度に有効な北海道の競争入札参加資格のうち、物品の賃貸借（電子計算機）の資格  
を有すること。
- (2) 北海道又は道総研が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、北海道又は道総研が行う競争入札への参加を除外さ  
れていないこと。
- (4) 当該機器等の障害発生時に、速やかな対応ができる体制を有すること。
- (5) 当該機器等に関し、仕様書に記載の要件を満たす機器等の供給が可能であること。
- (6) プライバシーマーク制度に基づき、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（以下「JIPDEC」  
という。）が認定した指定審査機関からプライバシーマークを付与されている者であること。
- (7) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に基づく認証機関から、情報セキュ  
リティマネジメントシステム認証（ISO/IEC 27001）を取得していること。
- (8) 北海道内に本店または支店（営業所を含む。）を有する者であること。

### 3 制限付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 の 2 の規定を準用  
した制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定め  
るところにより、2 に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和 3 年 5 月 14 日（金）から 5 月 24 日（月）まで（土曜日、日曜日及  
び祝日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければなら  
ない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-0819 札幌市北区北 19 条西 11 丁目  
地方独立行政法人北海道立総合研究機構

本部経営管理部管財グループ

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

札幌市北区北 19 条西 11 丁目 1 番地 8

地方独立行政法人北海道立総合研究機構本部経営管理部管財グループ

5 入札の執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市北区北 19 条西 11 丁目

北海道総合研究プラザ 2階 特別会議室

(送付による場合は、郵便番号 060-0819 札幌市北区北 19 条西 11 丁目

地方独立行政法人北海道立総合研究機構本部経営管理部管財グループ)

(2) 入札日時 令和 3 年 5 月 28 日 (金) 午後 1 時 30 分

(送付による場合は、同月 27 日 (木) までに必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金 免除する。

7 契約保証金 免除する。

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法

(1) の場所で交付する。

なお、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール (アドレス: h-system@hro.or.jp) で申し込むこと。

9 送付による入札の可否 認める。

10 電子入札の可否 認めない。

11 落札者の決定方法

取扱規則第 10 条第 1 項の規定により定めた予定価格 (1 月当たりの単価) の範囲内で最低の価格 (1 月当たりの単価) をもって入札 (有効な入札に限る。) した者を落札者とする。

12 契約書作成の要否 要

13 その他

(1) 開札の時に、2 に規定する資格を有しない者のした入札、取扱規則第 15 条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」という。) の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜き価格相当額 (1 月当たりの単価) とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求の時に加算すること (消費税等相当額を加算した合計額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 地方独立行政法人北海道立総合研究機構本部経営管理部管財グループ

イ 所在地 郵便番号 060-0819 札幌市北区北 19 条西 11 丁目

電話番号 011-747-2799 (直通)

(4) 前金払はしない。

(5) 概算払はしない。

(6) 部分払はしない。

(7) 入札回数

取扱規則第 16 条に基づく再度入札の回数は、1 回までとする。

(8) 初度の入札において、入札者が 1 人の場合であっても、入札を執行する。

(9) この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(10) この入札の執行は、公開する。

(11) 詳細は、入札説明書による。

なお、競争入札心得は、契約条項を示す場所において交付する。